5 社会基盤

(1)住宅・土地分野

| 事 項 | 意 見 | 当会議の見解 |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ② 競売の民間開放に | 143頁7行目から14行目までの改善の提案については、①不動産競売 | 現行の執行官制度による競売手続きにおいては、「不動産売却による債務返 |
| ついて | 手続は、執行裁判所、執行官及び評価人等の行う手続が複雑に積み重なっ | 済」という実務に精通しているとは言い難いという指摘もある。また債権者 |
| イ 競売制度の改善に | て進行していく手続であり、執行裁判所の指導監督の下に、適切な進行管 | が競売手続の進捗状況を尋ねても、執行裁判所から的確な答えが得られない |
| ついて | 理が行われていることに照らすと、「主任執行官制度」を創設したり、執 | ため、業務に支障が生じる場合があるとの指摘もある。したがって、執行官 |
| (法務省) | 行官が競売手続の包括的な進行管理を行うものとするニーズがあるとは考 | 登用のための試験制度を改革したうえで、専門的知見を有し、高度マネジメ |
| | えられないこと、②執行官制度の前身である執行吏制度においては、債権 | ントのできる人材を採用し、その人材を「主任執行官」等の包括的な進行管 |
| | 者が執行吏を選択できる制度(自由選択制)となっていたが、債権者から | 理を行う任務に登用することは、より迅速により高値で不動産売却を実現す |
| | 選択された執行吏に対しては、債務者から、「債権者の代理人ではないの | るという目的達成に資すると考える。執行官の選択については、あくまでも |
| | か。」といった反発があるなどの弊害があったため、執行官法の制定に際 | 債権者と債務者の合意形成がなされた場合を想定しており、債務者への配慮 |
| | しては、執行官の取り扱う事務については裁判所が事務分配を定めること | をしたうえで、より適切な選択肢を増やすべく検討すべきである。また、「ユ |
| | とし、債権者による執行官の選択を排除したものであること、③執行官の | ーザーニーズ反映の仕組み」とは、「債務者と債権者の同意による執行官の |
| | 執行処分及びその遅怠などに対しては民事執行法等によって不服申立ての | 指名」の他にも、「債務者など当事者からの執行官評価」なども想定してお |
| | 手段が認められていることに加えて、事実行為としての苦情の申立ては現 | り、ユーザーが希望する「決済までの期間」などを適切に勘案したうえで競 |
| | 在もされているところであって、それを超えた「ユーザーニーズ反映の仕 | 売実務を執り行っているかなど、よりユーザーの意向を反映した運用となる |
| | 組み」として想定されている制度の内容が明らかでないことから、すべて | よう競売制度を改善するに当たって検討が必要な事項である。競売手続きを |
| | 削除すべきである。 | 行う債務者は、一般的には不動産を手放して債務返済するという苦渋の決断 |
| | | をし、任意売却等の手続きでは取引が成立しなかったものと想定される。当 |
| | | 初の目的を達成するため、少しでも多様な選択肢を提供すべきと考える。 |
| (法務省) | 143頁15行目から22行目「「不動産競売手続きを更に効率化するための | 三点セットの省略について、画一的な書類作成の義務付けが円滑な競売手続 |
| | 方策」としては(中略)より柔軟な運営方法を実現すべきである」の部分のう | きを阻害しているという指摘は多い。例えば、差押えに近接した時点にお |
| | ち、①の三点セットの省略については、広く買受希望者を募って入札により高 | ける詳細な物件情報が得られているという前提で、「現況調査及び評価作業」 |
| | 値売却を実現するためには、差押えに近接した時点における物件の現状を調査 | の省略や簡素化、既存の図書や資料等を現況調査報告書や評価書に代替可能 |
| | するとともに、その価額を評価し、物件の売却条件を明らかにした物件明細書 | とするなどの手続き簡素化を検討すべきである。具体的には、一定期間内に |
| | を作成することが重要であり、既存の図書、資料等により代替することは困難 | 作成された担保物件に関する鑑定評価書があるケース、マンション等の一室 |
| | である。②の買受可能価額の弾力化については、平成16年の民事執行法改正 | の競売事件で、一定期間内に同じマンションにおいて同種類の居室の落札事 |
| | により売却基準価額の8割とする買受可能価額が認められたものであり、これ | 例や売買事例があるケース等が想定される。また、今日でも高すぎる買受可 |
| | を下回る価額で買受けの申出ができることとすると、競売不動産が不当な安価 | 能価額のために何度売却に付しても不落を繰り返す場合が珍しくないこと |
| | で売却されるおそれがあるとともに、無剰余取消しの基準額が著しく低額とな | を踏まえれば、迅速かつ高値での売却等に資するよう買受可能価額を売却基 |
| | って後順位担保権の設定を困難にする結果を招来する。③の多様な売却方法の | 準価額の8割より引き下げる余地はないか、債務の返済状況等により各当事 |
| | 導入については、現在も、期間入札や特別売却など多様な売却方法が採用され | 者の競売ニーズは多様であることを踏まえれば、「競り下げ」型の競り売り |
| | ているものであり、最高価買受申出人を買受人とする現在の売却方法で特に問 | など売却方法について多用な選択肢を用意できないか等、当事者のニーズに |
| | 題は生じていないのであるから、更なる売却方法を導入する必要性は少ないか | 柔軟に対応できるよう諸規定を整備する必要がある。ビックレー方式など既 |

| 事 項 | 意見 | 当会議の見解 |
|-----|----------------------|------------------------------------|
| | ら、①から③まですべて削除すべきである。 | に諸外国でも実施されている手法も研究し、早急に導入を検討すべきであ |
| | | る。 |
| | | なお買受可能価額の問題に関しては、評価方法の見直しで対処すれば足り |
| | | るとの議論もある。しかしながら、すべての評価人のあらゆる評価行為につ |
| | | いて品質管理を徹底して行うことは、現実的でない。仮に不適切な評価が行 |
| | | われた場合でも、そのために大きな支障が生じることのないような安全性を |
| | | 見込んでおくことが制度設計として適切である。 |

(2) 労働分野

(厚生労働省)

事 項 意 見 当会議の見解 ① 経済社会の現状と 【修正案】 修正せず。 労働分野の規制改革の 削除 【理由】 課題 【理由】 法律が、立法当時は適切な規制であったとしても、時代や環境の変化に対応 しているか否かについて、その法律の合理性を不断に検証することは当然に 「労働市場における~ 一般に労働市場において、使用従属関係にある労働者と使用者との交渉力は不 我が国経済全体の活性 | 均衡であり、また労働者は使用者から支払われる賃金によって生計を立ててい | 必要な作業である。 化をも実現することと ることから、労働関係の問題を契約自由の原則にゆだねれば、劣悪な労働条件|労働者と使用者の間の情報の非対称性が労働者の保護を阻害する要因とな や頻繁な失業が発生し、労働者の健康や生活の安定を確保することが困難になしっているとの見方もあることから、こうした情報の非対称性の解消も検討し なる。」(146ページ) 9~12行) ることは歴史的事実である。 ていく必要がある。 このため、他の先進諸国同様、我が国においても、「労働市場における規制」 労働契約について、「労働市場における規制については、労働者の保護に十 ② 機会の平等、公正 を規律する労働法が、立法府における審議を経て確立されてきたものと理解し 分配慮しつつも、当事者の意思を最大限尊重する観点から見直すべき」と考 な待遇に向けて ている。 えており、単に労働者と使用者の「自由な意思」のみにゆだねるべきである 「具体的には~格差の もとより、その規制の内容については、経済社会情勢の変化に即し、関係者│などとは考えていない。 是正を可能にする。」 の合意形成を図りつつ、合理的なものに見直されるべきではあるが、契約内容 | したがって、中間取りまとめにおいても労働者の保護に必要なセーフティネ (147ページ5~1 を当事者たる労働者と使用者の「自由な意思」のみにゆだねることは適切でな | ットや法的な手当を行うべきことは当然であるとしている。 く、一定の規制を行うこと自体は労働市場の基本的性格から必要不可欠であ 3行) り、最低限かつ合理的な範囲において規制を行うことは必要であり、専ら情報 ③ 多様な働き方を選 ┃ の非対称性を解消することで必要な労働者保護が図られるとの見解は不適切 びうる為の方策・雇用 である。 を抑制しないための方 ア はじめに 「労働市場における規 制については、~我が 国経済の活性化を実現 することとなる。」(1 47ページ16行~1 48ページ2行) 「真の労働者保護は~ 根源的な政策課題なの である。」(148ペー ジ15行~149ペー ジ3行)

| 事 項 | 意見 | 当会議の見解 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| ③ 多様な働き方を選 | 【修正案】 | 修正せず。 |
| びうる為の方策・雇用 | ③ ア中 第2段落を削除されたい。 | 【理由】 |
| を抑制しないための方 | イ を削除されたい。 | 一方的な規制緩和を求めることや脱法行為を救済するような主張をしてい |
| 策 | 【理由】 | るのではなく、労働者に充分配慮をした上で、ワークライフバランスの観点 |
| (厚生労働省) | 労働者派遣制度の在り方については、3カ年計画や様々な閣議決定などを踏 | から多様な働き方を実現する方策を提言している。 |
| | まえ、厚生労働省に設置している研究会において検討しているところである | 法律が、立法当時は適切な規制であったとしても、時代や環境の変化に対応 |
| | が、そうした中、一方的な規制緩和を求める記載や脱法行為を救済するかのよ | しているか否かについて、その法律の合理性を不断に検証し、随時適切な見 |
| | うな結論にいたる記述は不適当である。 | 直しを実施していくことは必要である。 |
| | なお、総理大臣及び厚生労働大臣からは、働く人を大切にする視点に立って | |
| | 検討を進め、研究会の結論を踏まえ適切に対応する旨の国会答弁等をいただい | |
| | ているところ。 | |
| ③ 多様な働き方を選 | 【修正案】 | 修正せず。 |
| びうる為の方策・雇用 | 削除 | 【理由】 |
| を抑制しないための方 | 【理由】 | 当該部分は労働時間規制が多様な働き方を阻害することとなってはならな |
| 策 | 「長時間労働による疾病等を防ぐための労働時間規制は当然必要」とあるが、 | いとの意見を表明したものであり、労働基準法上の労働時間規制について |
| ア はじめに | 労働基準法上の労働時間規制については、その目的や水準が「疾病等を防ぐ」 | は、その目的や水準が「疾病等を防ぐ」ものであれば足りると考えているも |
| 「また、長時間労働に | ものであれば足りるものではない。 | のではない。 |
| よる~議論すべきであ | 現在、労働時間規制は、週40時間、1日8時間という上限を設けつつ、労使 | |
| る。」 | 協定の締結で割増賃金の支払いを要件として時間外労働を認め、時間外労働時 | |
| (148ページ10~ | 間の限度についても基準を設けているものの特別の場合には当該限度を超え | |
| 14行) | ることを認めており、その意味で「画一的な労働時間の上限規制」は存在しな | |
| (厚生労働省) | い(むしろ、労働者の健康確保などの観点からそのような(例えば EU などを | |
| | 参考に)絶対的上限規制を我が国においても設けるべきとの意見はある。)。 | |
| ③多様な働き方を選び | 【修正案】 | 修正せず。 |
| うる為の方策・雇用を | 9~15行目について、削除されたい。 | 【理由】 |
| 抑制しないための方策 | 【理由】 | パート労働法のパート待遇改善は、結果として企業側の人件費負担を増大に |
| ア はじめに | パート労働法については、事業主に対して時給アップや職務関連の施設の利用 | つながっているとの意見もある。 |
| (厚生労働省) | 以外の福利厚生の充実、職務を遂行するために必要な教育訓練以外の教育訓練 | こうした人件費負担増大が、企業の厳しい経営環境に与える影響は大きく、 |
| | の充実を義務づけているものではない。またパート法は、法律上の措置を講ず | 労働者の雇用機会を喪失することになる可能性は十分あるとの指摘もある |
| | ることにより、労働者が納得してその能力を十分に発揮することを通じ労働生 | ことから、同法の施行状況や我が国経済社会や労働市場に及ぼす影響を充分 |
| | 産性の向上を目指すという考え方の下、改正されたものであって、事業主にと | 調査分析していくことが重要である。 |
| | って当然にコストアップになるという当該調査分析の前提としての記述全体 | |
| | が誤りであると考えられるため。 | |

| 事 |
|---------------|
| ウ 最低賃金 |
| (厚生労働省) |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| エ 育児支援 な改善 |
| (厚生労働省) |
| |
| |

意 見 当会議の見解

法の見直

【修正案】

削除

【理由】

○ 最低賃金は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必 要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法第1条)との観点から、 賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障するものとして設定されるもので ある。

具体的には、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」及び「通常の事業の賃Ⅰ減に結びつく可能性は充分ある。 金支払能力」を考慮し、地域の実情を踏まえた各地方最低賃金審議会における|実際に、今般の最低賃金引き上げについての議論においても、経営者側から 調査審議を経て、毎年、適切に決定されているところであり、こうした考慮要し 素に照らして必要がある場合には、労働者保護の観点から、最低賃金の引上げ が必要となるものである。

最低賃金引上げの影響への対応としては、中小企業等の生産性向上を図る 施策に積極的に取り組むほか、各種のセーフティネットの適切な運用によるべ きものである。

○ なお、規制改革会議において具体的にどのような調査を行うのか明らかで ないが、最低賃金の水準が上記の観点から設定されるものであることから、指 摘されているような実態調査を踏まえて最低賃金額の引下げにつながるよう な見直しを行うことは、不適切である。

第の適切

【修正案】

例えば、短時間勤務又は所定外労働免除を労働者が選択できる制度の導入を使 用者に義務付ける際には、働きながら子育てをする労働者の能力発揮を阻害す るといったことにならないよう労働者が主体的に選択できるような制度設計 が必要である。特に中小零細事業者たる使用者にとってはこのような制度の導 入が大きな負担となりかねないため、かえって子育ての可能性がある労働者の 雇用を控えるなどの意図に反する弊害に結びつくことがないように留意すべ きである。

【理由】

御懸念のような事態は通常想定されないが、一方で、制度を利用することによ|る労働者の雇用を控えるなどの意図に反する弊害に結びつくことがないよ ってかえって能力発揮が阻害されるようなことにならないようにする必要が↓うに留意すべきである。 あると考えられることから、労働者本人が自らの意思によって主体的に制度を 選択できるような制度設計が重要であると考えられる。また、ご指摘のような 「弊害」が「十分ありうる」か否かは一概には言えないと考えられるが、そう いった弊害に結びつくことをないようにすることは重要であると考えられる。

修正せず。 【理由】

「通常の事業の賃金支払能力」(最低賃金法3条)とは、「個々の企業の支払 能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の 事業に期待することができる賃金支払能力」であるとのことである(内閣参 質168第38号への答弁書)。最低賃金が、「通常の事業の賃金支払能力」 を考慮して決められたとしても、個々の企業においては従業員数の抑制・削

は、最低賃金の引き上げが中小企業の厳しい経営環境に与える影響は大きい との意見も出されていることから、結果として労働者の雇用機会を喪失する ことになる可能性は充分ある。

【修正案】

例えば、短時間勤務又は所定外労働免除を労働者が選択できる制度の導入を 使用者に義務付ける際には、働きながら子育てをする労働者全てに事実上、 強制される等の行き過ぎた結果をもたらし、働きながら子育てをする労働者 の雇用抑制を促したり、こうした労働者の雇用を不安定な状態に置くことに なったりするなど、働きながら子育てをする労働者の能力発揮を阻害すると いったことにつながらならないよう、労働者が主体的に選択できるような制 度設計が必要である。特に中小零細事業者たる使用者にとってはこのような 制度の導入が大きな負担となりかねないため、かえって子育ての可能性があ

【理由】

上記のような事態は通常想定されないとは言い切れないことから、具体的な 事象を記述しておきたいと考えているもの。

| 事 |
|--------|
| 工 育児支援 |
| な改善 |
| (厚生労働省 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| エ 育児支援 |
| な改善 |
| (厚生労働省 |
| |
| |
| |
| |
| |

意 見

当会議の見解

爰策の適切

【修正案】

子育て支援策として、使用者が設けている支援制度やその実質的な運用実態な どが広く労働者や社会に開示されることを奨励することは重要である。また、 仮に制度の義務付けを行う場合には、意図に反する弊害などに結びつくことが一また、仮に制度の義務付けを行う場合には、意図に反する弊害などに結びつ 生じないよう、労働者が多様な働き方を主体的に選ぶことができるように適切し な措置がなされる必要がある。

【理由】

企業がどのような制度を設けており、どのような運用をしているかの実態に関Ⅰれたりすることなく、労働者が多様な働き方を主体的に選ぶことができるよ する情報開示を奨励することは重要な課題であると考えられるが、同時に、制 | 度的に子育てしながら働きやすい雇用環境の整備を進めることも重要である と考えられる。

また、企業においてご指摘のような措置がとられることは通常想定されない が、いずれにしろ、労働者本人が自らの主体的な意思により、多様な働き方を 選ぶことでできるようにすることが重要であると考えられる。

【修正案】

子育て支援策として、使用者が設けている支援制度やその実質的な運用実態 などが広く労働者や社会に開示されることを奨励することがは重要である。 くことが生じないようにすべきである。この際、いやしくも罰則や事実上の 強制力を伴う一律の画一的な担保措置を設けたり、あえて子育で支援制度を 利用する意思の無い労働者が利用させられるような事実上の圧力が加えら うに適切な措置がなされる必要がある。

【理由】

企業が上記のような措置をとることは通常想定されないとは言い切れない ことから、具体的な事象を記述しておきたいと考えているもの。

爰策の適切

【修正案】

扱を受けることの無いようにしていく必要があるが、事実上、昇給や昇格に際 │ して、スキルや能力の向上機会が少なかったことに伴って、権利行使をしない上に際して、スキルや能力の向上機会が少なかったことに伴って、権利行使を 者と比べて差が生じる可能性もあることから、そのような可能性について労働 者が充分認識していない場合には、正当な権利行使ではあるものの、それに伴┃いて労働者が充分認識していない場合には、正当な権利行使ではあるもの う不利益の発生が労働者にとって不意打ちとなることが十分考えられる。 したがって、制度を設ける使用者が、その制度の運用に関して、例えば、通常「えられる。

勤務に戻った後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を予め明示してお│したがって、制度を設ける使用者が、その制度の運用に関して、例えば、通 くことを政策的に奨励することも重要である。

【理由】

制度を利用した場合と利用しなかった場合とでその後の昇給や昇格に関して どのような影響があるかは会社の制度にもよると考えられ、「劣後することが、 通常生じうる」とまでは言えないと考えられる。また、「労働者に生じること となる事実上の効果も含めた得失」まで予め示すことは事業主の負担が大きい と考えられるが、例えば、通常勤務に戻った後の労働条件等について労働者に 周知することは重要であると考えられる。

【修正案】

加えて、短時間勤務や所定外労働免除等の権利を行使した労働者が不利益な取し加えて、短時間勤務や所定外労働免除等の権利を行使した労働者が不利益な 取扱を受けることの無いようにしていく必要があるが、事実上、昇給や昇格 しない者と比べて差が生じる可能性もあることから、そのような可能性につ の、それに伴う不利益の発生が労働者にとって不意打ちとなることが十分考

> 常勤務に戻った後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項等に関する得 失を予め明示しておくことを政策的に奨励することも重要である。

【理由】

具体的に得失について言及すべきであると考える。

| 事 項 | 意見 | 当会議の見解 |
|-----------------|--|--------------------------------------|
| ④判例の立法化の問題 | 【修正案】 | 修正せず。 |
| 点 | 削除 | 【理由】 |
| (154ページ2行目 | 【理由】 | 法律が、立法当時は適切な規制であったとしても、時代や環境の変化に対応 |
| ~ 1 5 5 ページ 1 4 | 労働者と使用者との間には交渉力においても格差があることや、労働者は経済 | しているか否かについて、その法律の合理性を不断に検証することは当然に |
| 行) | 的に弱い立場にあり、使用者から支払われる賃金に生計をゆだねていることな | 必要な作業である。 |
| 削除 | どから、契約の内容を使用者と労働者との「自由な意思」のみにゆだねること | 労働者と使用者の間の情報の非対称性が労働者の保護を阻害する要因とな |
| (厚生労働省) | は適切ではなく、最低限かつ合理的な範囲において規制を行うことは必要であ | っているとの見方もあることから、こうした情報の非対称性の解消も検討し |
| | り、専ら情報の非対称性を解消することで必要な労働者保護が図られるとの見 | ていく必要がある。 |
| | 解は不適切である。 | 労働契約について、「労働市場における規制については、労働者の保護に十 |
| | また、雇用保護法制指数に基づく国際間比較分析やマクロ的な実証研究につい | 分配慮しつつも、当事者の意思を最大限尊重する観点から見直すべき」と考 |
| | ては、各研究の前提などを考慮してその意義、限界を評価する必要がある(同 | えており、単に労働者と使用者の「自由な意思」のみにゆだねるべきである |
| | じ国の同じ時期について異なる実証結果が導かれることもまれではない。)。 | などとは考えていない。 |
| | さらに、解雇法制については、労働者保護、労使間のミクロ的な公正さの実現 | したがって、中間取りまとめにおいても労働者の保護に必要なセーフティネ |
| | の観点を欠くことはできず、指摘されているような実証研究を踏まえた検証を | ットや法的な手当を行うべきことは当然であるとしている。 |
| | 偏重するのは適当ではない。 | また、雇用保護法制指数に基づく国際間比較分析やマクロ的な実証研究につ |
| | | いては、各研究の前提などを考慮してその意義、限界を評価する必要がある |
| | | ことは当然であり、欧米の実証研究も参考にしながら我が国も実証研究を実 |
| | | 施する必要があると考えているもの。 |
| ⑤ 労働市場における | 【修正案】 | 修正せず。 |
| セーフティネットの拡 | 労働市場における規制改革については当然、積極的な労働政策による雇用拡大 | 【理由】 |
| 充 | を第一義とすべきであるが、それを支えるセーフティネットとして社会保険制 | 労働市場のセーフティネットに制約を与えるような税制のゆがみは内閣府 |
| ア はじめに | 度や税制についても、現在の労働市場の環境変化に対応すべく、その在り方を | 本府組織令第 39 条の「経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り |
| (財務省) | 見直していくべきである。 | 方の改革に関する基本的事項」に該当すると解されるため、当会議の所掌事 |
| | 【修正理由】 | 務として取り扱うものである。 |
| | 税制は規制ではないことから、規制改革の取組の中で言及するのは不適当。 | |
| イ 雇用保険制度の見 | 【修正案】 | 修正せず。 |
| 直し | 第1, 2段落 削除 | 【理由】 |
| (厚生労働省) | 第4段落 具体的には、「週所定労働時間20時間以上、1年以上の雇用見込 | 第1,2段落について |
| | ひがある者」とされている 雇用保険の一般被保険者の適用 拡大により のあり方 | 失業者数に占める雇用保険の受給者実人員の割合の推移が、「1年以上の失 |
| | についても、雇用保険が働く者にとって 真の 必要なセーフティネットとなるよ | 業により給付が打ち切られる失業者の増加」や「非正規雇用者の増加による |
| | う、 晃直 労働市場の環境変化に対応する観点から検討していくべきである。 | 失業保険受給対象者数の減少」が一因となっているとの見方があることは事 |
| | 【修正理由】 | 実。 |
| | 第1、2段落について | 第4段落 |
| | 失業者数に占める雇用保険の受給者実人員の割合の推移が、「1年以上の失業 | 被保険者数が増えていることは事実であるが、失業保険の受給者数や捕捉率 |

| 事 項 | 意見 | 当会議の見解 |
|---|--|--|
| | により給付が打ち切られる失業者の増加」や「雇用保険適用対象外の非正規雇用者の増加」に原因があるとの根拠が全く不明確である。なお、雇用保険の一般被保険者数は近年増加している。(被保険者の推移: H8 約3,300万人、H13 約3,328万人、H18 約3,525万人)したがって、後述のような雇用保険制度の見直しの理由、前提として記載することは不適切である。第4段落について第1,第2段落の根拠が明確でないことから、これらの記述を前提として「雇用保険の適用拡大」について単純に結論づけることは不適当である。なお、雇用保険は、労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合に必要な給付を行うことにより、求職活動を支援する社会保険制度であり、適用範囲についてはこうした趣旨に沿って論ずるべきである。また、適用範囲のあり方については、給付や保険料負担のあり方にも影響を及ぼすものであり、保険料負担者である労使の議論を踏まえ、検討することが必要である。 | が低下傾向にあることも事実である。 雇用保険の本来の目的が失業者数に占める雇用保険の受給者実人員の割合を向上させることのみではないが、捕捉率が欧米諸国と比較しても著しく低いことはセーフティネットとしては大きな問題であり、制度の対象が狭いことや就業形態の多様化に対応していないことが要因の一つとの見方もあることから、真に労働者のセーフティネットとして機能させるべく、適用要件の拡大を検討すべきである。 |
| ウ 労働市場の流動化 に向けて -退職金税 制の見直し- (財務省) | 【修正案】 ウ 労働市場の流動化に向けて 一退職金税制の見直し一 これまで、当会議は正規雇用、非正規雇用に関わらず、労働者と使用者が充分 に情報を共有した上で、お互い納得ずくで選び取れるような様々な選択肢を確保することが、労働市場における格差是正や機会の平等、公正な働き方を実現する為に重要であると提言してきた。 この為には労働市場をやり直しや転職も容易なものとすることが不可欠であり、これまで述べてきた規制や法制度の見直しに加えて、税制についても見直していくべきである。 例えば、現行の税制において、退職金は給与の後払的性格との位置づけられているにも関わらず、所得税と比較して優遇された税率が適用されている。これは、終身雇用制度に代表される日本的雇用惯行のもとで、長期間の勤務に対する報酬として与えられる退職金の税負担を通常の給与所得と比較して優遇するという意図があり、我が国の目覚しい経済成長を税制面から支えたという点は評価できる。 しかしながら、近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上ばや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している他、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例も出てきている状況を踏まえれば、退職金額税については、現行の勘練 20 年を時に1年当たりの控除額が急増する仕 | 修正せず。 【理由】 退職金税制については我が国の目覚しい経済成長を税制面から支えたという点は評価できるものの、日本的雇用慣行が崩れつつあるとされる中ではやり直しや転職を抑制し、労働市場の円滑化、流動化を阻害する一因との指摘もあり、内閣府本府組織令第39条の「経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項」に該当すると解されるため、当会議の所掌事務として取り扱うものである。 |

| 事 項 | 意見 | 当会議の見解 |
|-----|-------------------------------------|--------|
| | 組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されな | |
| | いという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とするこ | |
| | とが求められる。 | |
| | 日本的雇用慣行が崩れつつあるとされる現在においては、こうした退職金に対 | |
| | する優遇税制がやり直しや転職を抑制し、労働市場の円滑化、流動化を阻害す | |
| | る大きな要因となっているとの見方もあることから退職金税制については、や | |
| | り直しや転職がしやすい労働環境、雇用環境を整えるべく、多年にわたって支 | |
| | 給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の平準化措置を | |
| | 講じる等の見直しが必要である。 | |
| | なお、退職金は一般給与所得者にとっては依然として重要な人生設計上の期待 | |
| | にも関わる問題であることも事実であることから、当然、所要の経過措置も含 | |
| | かた適切な工夫は必要である。 | |
| | (全文削除) | |
| | 【修正理由】 | |
| | 税制は規制ではないことから、規制改革の取組の中で言及するのは不適当。 | |